

日本海岸林学会表彰規定

- 第1条 会則第3条3項に基づき日本海岸林学会表彰規定をつぎのように定める。
- 第2条 日本海岸林学会に「学会賞」「地域賞」を設け、総会において表彰する。
- 第3条 受賞者は本学会会員の個人、または少なくとも本学会正会員の1名を含む団体とする。
- 第4条 学会賞は、海岸林に関する学問あるいは技術の進歩に対して優れた業績をあげて貢献し、かつ今後一層の発展が期待されると認められる個人または団体に授与する。
- 第5条 地域賞は、海岸林に関する活動を通して地域に貢献した個人または団体に授与する。
- 第6条 受賞の対象となる業績は、本学会誌に掲載された論文を原則とするとともに、本学会活動の状況を考慮する。
- 2 本学会誌以外において、顕著な業績が著書、調査報告書、その他刊行物に認められるときには、これらを選考の対象とすることができる。
- 第7条 学会賞は賞状・その他とし、その内容は評議員会で定める。
- 第8条 会員は受賞に適すると思われる業績を本会に推薦することができる。
- 第9条 学会賞の受賞候補者の選考は、会則第17条の学会賞選考委員会で行う。
- 第10条 学会賞選考委員会における審査の手順は、つぎのとおりとする。
- 1 学会賞選考委員会は毎年本学会員より日本海岸林学会賞候補を募る。
 - 2 学会賞選考委員会はそれぞれの候補業績について検討・協議の結果、多数意見をもって学会賞の候補者を選考する。同時に、選考委員会委員長はその結果を会長に報告する。
 - 3 会長は選考委員会の審査結果に基づいて受賞者を決定し、総会において表彰する。
 - 4 選考委員会委員長は、総会において選考委員会における審査結果を報告する。

附則

この規定は平成18年10月15日から実施する。